

10 生活避難所マニュアル

生活避難場所運営マニュアル基本方針

1. 生活避難場所は、大規模災害時の緊急避難スペースを確保するとともに、一時的な宿泊・滞在の場を提供し、食料の供給等、最低限の生活支援を行なうことにより、被災者が生活再建を始めるための防災拠点として機能することを目指します。

- (1) 災害発生直後の安全確保のために緊急避難スペースを提供します。
- (2) 災害による住家の倒壊・焼失等により、生活の場を失った被災者やライフラインの被害などにより、生活が困難となった在宅被災者への生活支援を行ないます。
主な生活支援内容は次のとおりです。
 - ◆ 宿泊・滞在場所の提供
 - ◆ 給水・給食、生活必需品等の供給
 - ◆ 生活再建に必要な各種情報の提供
- (3) 負傷者への医療・救護を行います。
- (4) 避難者への生活支援は、公平なサービスを基本とします。
- (5) 障害者や高齢者、乳幼児、妊産婦、外国人等(以下「災害時要援護者」という。)にとっては、急激な生活変化となることから、支援に当たっては十分な配慮が必要です。また、外国人避難者に対しては、別冊「外国人避難者対応シート」の活用も考慮して、支援してください。
- (6) 避難者一人ひとりの人権を尊重し、プライバシーの確保を図るとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分に配慮することが必要です。

2. 地域の方々や避難者が中心となり、行政、施設管理者の三者が相互に協力することによって、生活避難場所の円滑な運営を目指します。

- (1) 地域の方々や避難者が主体となって生活避難場所を運営することを目指します。
- (2) 地域の方々や避難者、行政、施設管理者の三者の代表により運営に関する「協議会」を設置して、話し合いによる円滑な運営を行ないます。
- (3) 避難者を過ごしやすくするための「ルールづくり」を行ないます。
- (4) 部屋、教室、ブロック等の単位により「組」を編成し、組ごとの給食の受取りやトイレの清掃当番などの参加等、秩序ある運営に努めます。
- (5) 特定の個人に負担がかからないよう、できるだけ交代制や当番制により運営します。
- (6) 教育機能など施設の本来機能と共存できるように配慮します。

3. 生活避難場所は、臨時的・短期的な宿泊・滞在の場であり、できる限り早期の閉鎖を目標とします。

- (1) 避難者の減少に伴い、必要に応じて生活避難場所の統合を行ないます。
- (2) より良い住環境を提供するため、公営住宅への移転や応急仮設住宅の早期建設などの支援に努め、できる限り早期の生活避難場所の閉鎖を目指します。

1 生活避難場所運営本部の組織と役員

運営本部役員・各班員

- (1) 伴南学区における大規模災害時の生活避難場所の円滑な運営を目的として「伴南小学校生活避難場所運営本部」（以下「運営本部」という。）を設置します。
- (2) 平常時は、地域住民による防災活動を推進するための組織として活動します。
- (3) 運営本部の組織は次のとおりです。
運営本部員は、こころ自治会自主防災会員、こころ自治会長及び同副会長がこれを行ない、班長は自主防災会防災委員の中から選任する。

本部長	自主防災会長（自治会長）
副本部長	自主防災副会長 （防災部部长、副部长）



- 各班の総括
- 区災对本部との窓口
- 避難者名簿の作成
- 避難者への情報周知
- 伝言板の設置運営
- ボランティアの対応

- 施設の安全点検
- レイアウトの設定
- トイレの確保
- 災害弱者への配慮

- 救護所の開設準備
- 応急手当の実施
- 被災者の救出
- 防疫対策

- 水、食料の配布
- 生活物資等の配布
- 炊き出しの実施

留 意 点

- ① 副本部長は一人に限らず、地域の実情に応じて複数選任しても差し支えありません。
- ② 通常の電話回線が使用できない可能性もあるので、できれば携帯電話も併記します。
- ③ この体制は、平常時の活動及び災害発生直後から混乱期までの体制とし、状況により、避難者の中から役員を選任するなどして、避難者の自治組織へ移行することを考慮します。
- ④ 班長は班員を指名し、別途名簿を整理しておきます。

- (4) 役員の仕事は、次による。

- ① 本部長は、生活避難場所の全般を統括するとともに、円滑な運営における種々の問題や調整事項を区役所、施設管理者と協議し、情報の一元化や活動方針の決定などを行う。

- ② 副本部長は、担当各班との連絡調整を図り、生活避難場所の円滑な運営について本部長を補佐し、本部長不在の時は、その任務を代行する。
- ③ 班長は、担当副本部長及び各班との連絡を密にし、班が実施すべき活動について、必要な指示をするとともに、その結果をとりまとめ、状況の把握に努める。

(5) 運営本部の開設は、次による。

- ① 本部員は、自動的に運営本部室に参集する。
- ② 運営本部室を設置した建物の鍵が解除されていない場合は、体育館に参集する。
- ③ 本部員は、参集状況により「運営本部」を立ち上げる。
- ④ 本部長が未到着の場合は、副本部長又は班長が本部長到着までの間代行する。
- ⑤ 各班員は、班長の指示により、状況の把握や応急対策を実施する。

留 意 点

- ① 運営本部は、1階の会議室などをあらかじめ指定しておきます。
- ② 運営本部では、ラジオなどにより最新の情報を得るように努めます。

(6) 生活避難場所の開設は、次による。

- ① 「運営本部」を立ち上げるとともに、安佐南区災害対策本部に連絡し、開設する。電話等が不通の場合は、バイク、自転車等により、安佐南区役所へ駆けつけ、連絡する。連絡要領については、別表2「連絡、宣言、指示要領」に示すとおりである。
- ② 安佐南区役所職員が早く到着した場合は、その時点で開設となる。
- ③ 校内放送又はハンドマイク等で「生活避難場所の開設」を宣言する。宣言要領については、別表2「連絡、宣言、指示要領」に示すとおりである。

2 生活避難場所運営協議会

運営本部役員・各班員

- (1) 生活避難場所を円滑に運営するための種々の問題や調整事項を協議するため、「生活避難場所運営協議会」（以下「運営協議会」という。）を設置します。
- (2) 運営協議会の構成員は、次のとおりとします。

地域代表(運営本部長)

区役所(区災害対策本部)

施設管理者(学校長等)

- (3) 運営協議会は、災害発生時には毎日定例会議を開くなど緊密に連絡調整し、情報の一元化、活動方針の決定などを行ないます。
- (4) 平常時には、生活避難場所運営マニュアルの策定、これに基づく防災訓練など様々な防災活動を行ないます。

留 意 点

- ① 緊急に連絡調整すべきときは、そのつど協議をします。
- ② 生活避難場所運営マニュアル策定後も、防災訓練などにより、必要のつど適宜見直しを行ないます。

3 緊急連絡先	運営本部役員・各班員
----------------	-------------------

関係機関等	住所	電話	FAX	役割その他
安佐南区市民部 (地域起こし推進課)	安佐南区古市一丁目33番14号	831-4926	877-2299	区防災関係窓口
安佐南消防署	安佐南区緑井一丁目10番3号	877-4101	877-9462	火災・救助・救急
同署 沼田出張所	安佐南区沼田町大字伴6301番地1	848-0200	848-0200	火災・救助・救急
安佐南警察署	安佐南区西原九丁目3番20号	874-0110		交通・治安対策
同署 伴交番	安佐南区沼田町大字伴3511番地	848-0069		交通・治安対策
安佐南保健センター	安佐南区中須一丁目38番13号	831-4942	877-2255	衛生管理
安佐南環境事業所	安佐南区沼田町大字伴4013番地1	848-3320	848-4411	清掃
安佐南工場(清掃工場)	安佐南区沼田町大字伴字赤迫3990番地	848-1114		清掃
広島ガス(株)	南区皆実町二丁目7番1号	251-2151		ガス漏れ等
同社 可部営業所	安佐北区亀山南五丁目33番1号	814-2656		ガス漏れ等
中国電力(株)広島北営業所	安佐南区緑井一丁目25番28号	0120-516-830		電気
水道局安佐南工事事務所	安佐南区緑井町 311番地	877-0610	870-0246	水道
NTT西日本		0800-2000116 0120-116116		電話 インターネット
災害伝言ダイヤル		171		
故障		113		
民生委員				要援護者対策
民生委員				要援護者対策

留 意 点

- ① 地域や施設の特性により適宜追加します。
- ② 電話、ファックスなどが不通のときは、徒歩、自転車等により連絡員を派遣します。
- ③ 地域の有資格者(看護師、手話通訳、アマチュア無線等)の人材をあらかじめ把握し、別途名簿を整理しておきます。(本人の了解が必要です。)

一時避難場所とは
近くの公園です。



・「地震による倒壊、延焼火災などから一時的に身を守るために避難する場所」のことです。近くの公園へ、避難して下さい。

生活非難場所とは
伴南小学校です。



・大規模災害時に一時的な宿泊・滞在の場所となる避難場所です。伴南小学校へ、避難して下さい。

備蓄庫は
伴南小学校です。



自治会の消火器は
ゴミステーション内
に設置しています。

※安佐南区のみ（佐伯区除く）



留 意 点

① 小学校区内に生活避難場所が2ヶ所以上ある場合は、あらかじめ、町内単位で避難圏域を決めておくことが望ましい。ただし、実際の避難は、これにしばられるものではなく、住民の意思にまかせることとし、弾力的に取り扱います。

〔居住地による生活避難場所の指定はしていませんが、生活避難場所の指定を行なった際には、全ての罹災想定人員数を近隣の小学校区内において収容できるよう施設を確保しています。〕

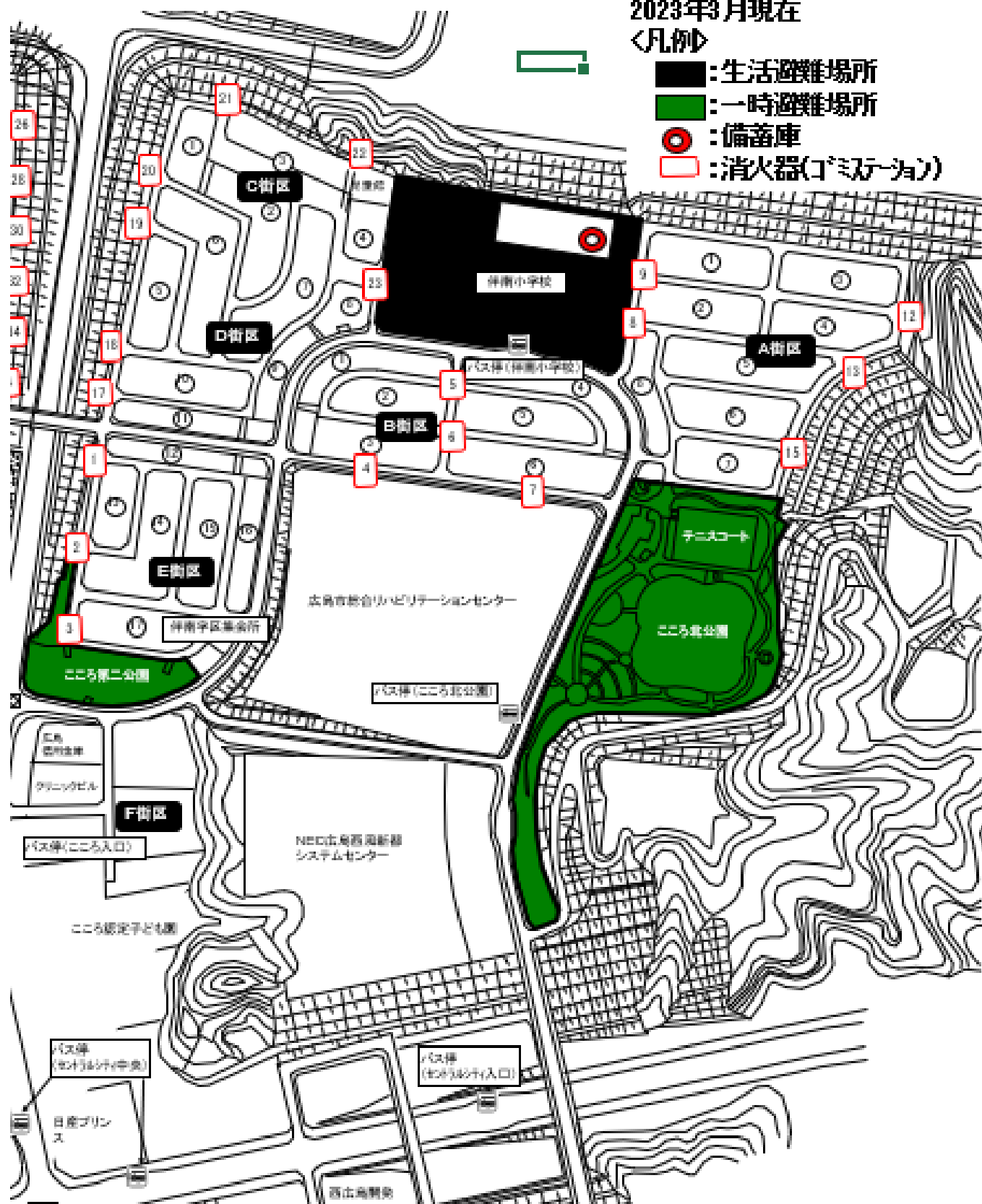
② 生活避難場所に指定されていても、施設によっては地域に施設の鍵を寄託できない場合があります。この場合、同じ小学校区内の小・中学校のみでは避難者が収容できないときに限って開設します。施設管理者が到着して建物の安全を確認した後に、避難者の誘導を行ないます。

『こころ』風水害マップ

2023年3月現在

〈凡例〉

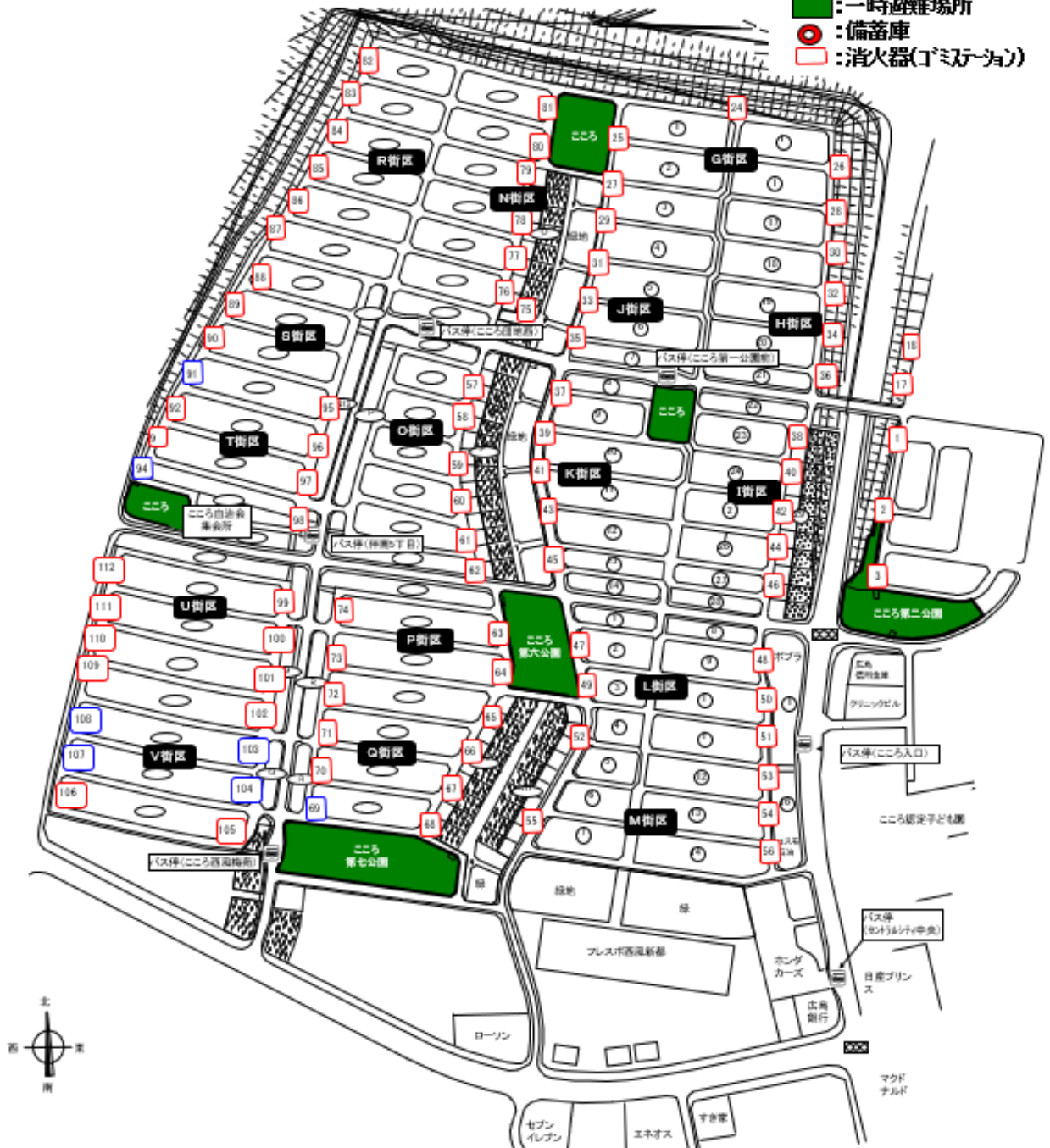
- :生活避難場所
- :一時避難場所
- :備蓄庫
- :消火器(コミテック)



『こころ』風水害マップ

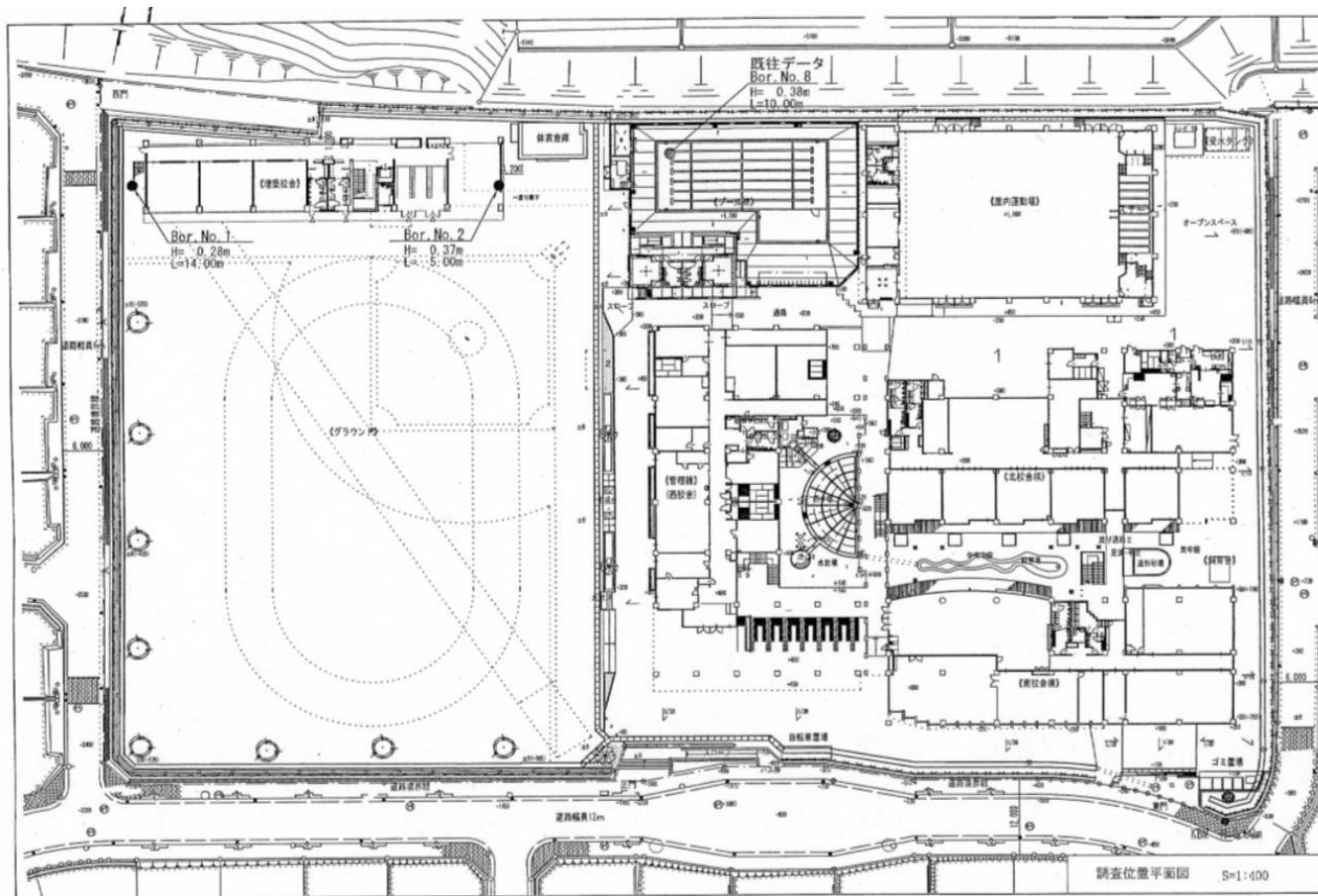
2023年3月現在
〈凡例〉

- :生活避難場所
- :一時避難場所
- :備蓄庫
- :消火器(ゴミステーション)



(1) 施設の使用可能区域及び使用禁止区域等

使用可能区域	○体育館 ○普通教室 ○トイレ ○保健室(救護所として使用)など
使用禁止区域	○校長室 ○職員室 ○事務室 ○特別教室(理科室、音楽室など) ○図書室 ○給食室 ○更衣室など



(2) 施設が所有している通信手段及び設置箇所を明示します。

電話	082-848-9971
FAX	082-848-9972
インターネットアドレス	http://www.tomominami-e.edu.city.hiroshima.jp/

※ 施設の平面図については別添

- (1) 鍵の管理者
- 伴南小学校校長
 - 同 小学校教頭
 - 伴南学区体育協会会長
 - こころ自治会会長（本部長）
 - こころ自治会防災部部长（副本部長）
- (2) 震度5弱以上の地震が起きたら
- 鍵の管理者は、直ちに生活避難場所に駆けつけ、校門及び体育館の鍵を解除します。（夜間、休日など閉校時）
 - 学校側が児童生徒の安全確保と誘導後、体育館へ被災者を誘導します。（平日の昼間など開校時）
- (3) 施設の安全を確認した上で、鍵を解除してください。
余震の恐れがあります。危険だと思われる場合は、施設内に立ち入らないようにしてください。
- 火災が発生していないか確認してください。
 - 建物に被害があるかどうか確認してください。
- ※ 傾いていないか ※大きなひび割れができていないか ※ガス漏れはないか
- (4) 電気、ガス、水道、電話などが使えるかどうかを確認します。
- (5) 目視により、建物・設備の危険性が確認された場合は、避難者を一旦校庭などの安全な場所に待機させ、区災害対策本部へ建築物応急危険度判定を依頼します。
また、状況により近隣の生活避難場所へ誘導します。
- この体育館は、ひびが入っており危険です。（至急退去してください。）
 - 安全が確認できるまで、グラウンドでしばらく待機してください。
 - ＊＊＊中学校の生活避難場所へ移動してください。
- (6) これら施設の安全確認は、「施設被害状況確認票」により行ないます。

留 意 点

- ① 市立小・中学校については、正門及び体育館の鍵を、その他の施設では、原則として敷地又は隣接の空地に進入するための鍵を自主防災会に寄託するよう施設管理者と協議します。
 - ② 市立小・中学校以外の施設については、施設管理者が解錠し、被災者を建物内に誘導します。
- ① 窓ガラスなどが割れている場合があるので注意します。
 - ② 他の生活避難場所へ誘導する場合は、収容可能か事前に状況を確認して行ないます。

7 運営本部の開設

運営本部役員

- (1) 本部員は、あらかじめ決めた運営本部室（1階多目的スペース）に参集します。
 - 運営本部室の建物の鍵が解除されていない場合は、体育館の一角に参集します。
- (2) 本部員は、参集状況により運営本部を立ち上げます。

- | | | | |
|-----------|----|----|------------|
| ■ 本部長の | ※※ | ※※ | さんは来ていますか。 |
| ■ 副本部長の | ※※ | ※※ | さんは来ていますか。 |
| ■ 防災委員の | ※※ | ※※ | さんは来ていますか。 |
| ■ 防災リーダーの | ※※ | ※※ | さんは来ていますか。 |
| ■ 自治会長の | ※※ | ※※ | さんは来ていますか。 |
| ■ 副会長の | ※※ | ※※ | さんは来ていますか。 |

- (3) 参集した本部員の内、自主防災会防災委員の中から直ちに班長を選任します。
ただし、防災委員の人数が揃わなければ、自主防災会防災リーダーの中からも選出する。
その他自主防災会員である本部員は、各所属街区ごとに決められている班員となりますが、本部員の参集状況により適宜班員の人数を調整するため、一部班員を別の班に振り分けま
す。
- (4) 本部長が未到着の場合は、副本部長や班長が、本部長到着までの間代行します。
その他本部員が不足している場合は、避難者の中からも本部員を選出するなどして、早期に
運営本部を立ち上げます。
- (5) 区災害対策本部に連絡することにより、生活避難場所を開設します。
安佐南区災害対策本部（市民部 地域起こし推進課） TEL：831-4926

- | | |
|---|--|
| ■ | こちらは、伴南小学校生活避難場所運営本部です。 時 分、生活避難場所として
避難者の受け入れを開始しています。 |
| ■ | ただいまの状況は、体育館へ 人程度避難していますが、刻々と増えている状
況です。 |
| ■ | 火災は発生しておりません。体育館、校舎など施設の被害状況は です。 |
| ■ | 学校の電話は、現在不通となっていますので、連絡は へお願いします。 |

- (6) 区役所職員が早く到着した場合は、その時点で生活避難場所の開設となります。
- (7) 避難者に対し、生活避難場所の開設を宣言します。（校内放送、ハンドマイクなどで）

- | | |
|---|--------------------------------|
| ■ | 皆さん、私は、伴南小学校生活避難場所の運営本部長の です。 |
| ■ | 落ちついて行動してください。 |
| ■ | けがをしていない人は、けが人の救護をお願いします。 |
| ■ | たいへんですが、力を合わせてがんばりましょう。 |

- (8) 各班員は、班長の指示により、状況の把握や応急対策を行ないます。

留 意 点

- ① 区災害対策本部との連絡は、電話等が不通の場合は、自転車などにより行ないます。
- ② 運営本部は、1階の会議室などをあらかじめ指定しておきます。
- ③ 運営本部では、ラジオなどにより最新の情報を得るように努めます。

- (1) 地震発生直後には、各自が近くの公園、広場、空地など広くて安全な場所（近隣避難場所）に避難します。
このとき、元気な人は近所の災害弱者（高齢者、障害者など）の避難を是非援助して下さい。
- (2) 避難場所において、近所の人や近隣の災害弱者の安否を確認します。
避難時に他の人の協力が必要だと思われる方（要援護者）は、日頃から隣近所の人、自分の所属する自治会班長及び民生委員にその旨伝えておいて下さい。
平常時、自治会街区長及び同班長は、民生委員と協力して要援護者の把握につとめます。
- (3) 火災が発生していたり、不明者がある場合は、消防、警察、区役所などに通報するとともに、近所の元気な人に声をかけて、協力して消火・救助・救出活動を行ないます。
- (4) 火災が延焼している場合は、避難している近隣避難場所からまとまって広域避難場所へ避難します。このときに、元気な人は災害弱者の避難に協力します。
- (5) 家屋の倒壊・焼失などにより生活の場を失った場合は、生活避難場所へ避難します。
- (6) 生活避難場所では、施設管理班が施設の被害状況を確認して、あらかじめ決めている使用可能区域の中から避難者の生活場所を指定します。
 - 体育館以外は、施設管理者が到着後鍵を解除して使用開始となります。
- (7) 危険な場所や使用禁止区域は、施設管理班がロープや貼り紙などにより表示します。
- (8) 避難者がやや落ちついたところで、施設管理班が避難者の居住スペースをブロック割りし、「組」を組織します。
 - 町内単位でまとまった配置に配慮します。
 - 1人当たり2㎡を目安として割り振ります。
 - 災害弱者の避難位置に配慮します。（和室や保健室の隣接など）
 - 避難者が分散しないようにします。
- (9) 組ごとに代表者（正・副）を決めてもらい、登録します。

留 意 点

- ① 近隣避難場所は、近所の安全な場所を各自が事前に確認しておきます。
- ② 組の代表者は、情報伝達や物資配布などに重要な役割を担います。

- (1) 避難者の中に負傷者や病気の人がいるかどうか確認し、けがや病気が軽い人に対しては、保健室の消毒液、包帯などにより応急手当を実施します。
- (2) 負傷者のうち重傷者及び重い病気の人については病院へ搬送し、けがや病気が軽い人については、最寄の救護所へ行くよう指示します。
必要に応じて、介添人の手配をします。

- 緊急を要するけが人や病人の方はいらっしゃいますか。
- 軽いけがの人は、 へ救護所が設置されていますので、そちらで治療を受けて下さい。
- 軽いけがの人は、1階の保健室で治療を受けてください。

- (3) 重い傷病者の対応については、「傷病者連絡票」に記入して管理します。
- (4) 救護所が設置される生活避難場所については、保健室を整えて救護所の設置準備を行なうとともに、軽傷者を待機させます。
 - 清水を確保します。(16 水の調査・管理を参照)
- (5) 医師・看護師などの医療救護班が到着したら、その指示に従い手伝います。
- (6) 救援救護班は、避難者の中から救出チーム(1チーム4～5人程度)を編成して、地域の倒れた建物の下敷きや生き埋めになっている人の搜索や救出活動を行ないます。
 - 一見元気そうでも、倒れた建物の下敷きになっていた人は、医師の診断が必要です。

留 意 点

- ① 地域のなかの看護師の資格所有者などの協力を得て、傷病者の対応を行ないます。
- ② 救護所では、医師会などから派遣された医師、看護師等により、外傷、打撲、骨折などの応急医療を行ないます。

10 情報のとりまとめと連絡・避難者名簿の作成	情報広報班
--------------------------------	--------------

- (1) 避難者の組の代表者に、組の中の避難者の把握を指示し、その報告を「避難者集計票」にまとめます。
 - 避難者は現在、何世帯、何人ですか。
 - 避難者の様子はどうですか。
- (2) 生活避難場所の状況を、施設管理班からの報告を基にとりまとめます。
 - 建物、設備、事務機器などの被害状況はどうですか。
 - 施設内や周辺の火災や被災の状況はどうですか。
 - トイレは使えますか。
- (3) 救援救護班から報告をとりまとめます。
 - けが人、病人、介護の必要な人は何人いますか。また、急を要するけが人がいますか。
 - 医薬品や救助資機材の必要がありますか。
- (4) 食料物資班からの報告をとりまとめます。
 - 水、食料、生活必需品などはどれくらいありますか。
 - なにが、どれくらい、不足していますか。
- (5) これらの情報を区災害対策本部へ報告します。(電話が不通の場合は、伝令を派遣します。)
 安佐南区災害対策本部 (市民部地域起こし推進課) TEL: 831-4926 FAX: 877-2299

留 意 点
<ol style="list-style-type: none"> ① 区災害対策本部への連絡は、すべて情報広報班を通じて行ないます。 ② 状況がある程度まとまった段階で第一報を入れます。 ③ 定期的に報告します。(報告時期については、区災害対策本部からの指示に従ってください。)

11 生活避難場所内の情報伝達	情報広報班
------------------------	--------------

- (1) 区災害対策本部からの伝達事項は、すべて本部長に伝えます。
- (2) 避難者の情報伝達は、校内放送やハンドマイクで確実にこなうとともに、掲示板へ張り出します。
 - ハンドマイクの場合は、巡回して確実にこないます。
 - 状況に応じて、組の代表者へ伝えます。
 - 視聴覚障害者や外国人などへの情報伝達に配慮します。
- (3) 安否情報などを伝達するための伝言板を設置します。
 - 掲出期間を明らかにしておきます。
- (4) 運営協議会で決定した、「生活避難場所の運営に関するルール」を周知します。

留 意 点
<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報の伝達は、放送などでは、ゆっくりと繰り返し伝えるようにし、掲示板への掲示も大きな字で簡潔に表現するよう心がけます。

12 被災・避難状況の整理

情報広報班

- (1) 避難者が落ちついてきた段階で、避難者名簿を作成します。
 - 避難者自身に「安否確認用カード」に記入してもらい（家族単位）、それを基に名簿を作成します。
 - 町内ごとに整理します。
 - パソコン等があれば、パソコンにより整理します。

留 意 点

- ・ 指定様式の配布・回収は組ごとに行ないます。

13 障害者、高齢者、傷病人などの保護

救援救護班

- (1) 避難者の中で、介護を必要とする障害者、高齢者、傷病人などがいる場合は、情報広報班へ連絡します。
- (2) 介護の必要な人には、介添人をつけ、介護が可能な部屋に移動します。
 - 保健室の近くか、1階のトイレ近くなどの部屋をあらかじめ決めておきます。
 - 福祉施設などへの二次避難が必要な場合は、情報広報班を通じて区災害対策本部へ連絡します。
- (3) 生活避難場所に来ていない要援護者の安否確認を、民生委員などの情報を基に行ないます。

留 意 点

- ① 聴覚障害者へは、手話通訳を手配します。
- ② 日頃から、地域の要援護者を把握することに努めます。

14 トイレ対策

施設管理班

- (1) 施設内のトイレが利用できるか点検します。
- (2) トイレが使用可能で水が出る状態でも、極力節約します。
 - プールなどの水を汲み置いて、それを利用します。
 - 使用した紙などは流さないで、段ボール箱などに入れて廃棄します。
- (3) トイレが使用不能の場合、備蓄してある災害用簡易トイレを使用します。
 - トイレブースを限定して、簡易トイレをセットします。
 - 使用方法を明示します。
- (4) 備蓄がない場合は、区災害対策本部から簡易トイレが届けられるまでの間、段ボール箱などにより代用します。
- (5) 仮設トイレの設置を区災害対策本部へ要請します。
 - 仮設トイレは、翌日以降、運び込まれる予定ですので、設置位置を決めておきます。
- (6) し尿の処理は、区災害対策本部へ依頼します。
 - 処理が間に合わないときは、校庭などの隅に穴を掘り処理します。
- (7) トイレの清掃は当番制とし、組に割り当てます。
- (8) 消毒用薬品を使ってトイレの消毒を行ないます。

留 意 点

- ① 消毒用の薬品は、保健室に常備してあるもので対応します。
- ② トイレの使用方法は、できるだけ早く周知します。
- ③ 避難者の中に車椅子使用者がいるときは、障害者用仮設トイレの設置を要請します。

15 ごみ処理

施設管理班

- (1) ごみの集積場所を指定します。
 - 搬出に便利な位置を指定します。
- (2) ごみの集積場所の清掃も当番制とし、組に割り当てます。

留 意 点

- ごみは、燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみなどに区分して出します。

16 水の調査、管理

食料物資班

- (1) 水道の状況、建物の受水槽・高架水槽、プールの点検を行ない、貯水量を把握します。
ここの受水槽は体育館東側にあります。
- (2) 水の使用方法を割り振り、管理します。
 - 飲料、医療用に使えるのは、受水槽・高架水槽の水です。
 - プールの水は、生活用水、雑用水、防火用水として使用します。
 - 節水に努めます。
 - 汲み置いた水は、誤飲を避けるため、飲料用かそれ以外かを容器に明示します。
- (3) 飲料水兼用型耐震性防火水槽がある場合は、飲料水に使用できます。
 - マンホールの蓋を開け、ポンプにより汲みだします。
- (4) リヤカー、トラック等を調達し、最寄の飲料水兼用型耐震防火水槽から水を運びます。
近隣の飲料水兼用型耐震性防火水槽は安田女子大学、広島経済大学です。

留 意 点

- ① あらかじめ、受水槽・高架水槽の位置を施設管理者に確認しておきます。
- ② 飲料水兼用型耐震性防火水槽には、発動機式と手動式のポンプが整備されています。
(付属倉庫)

17 食料の調達と配布

食料物資班

- (1) 避難者の人数から食料の必要数を把握し、情報広報班を通じて区災害対策本部へ「食料処理票」により調達要請を行ないます。
- (2) 備蓄倉庫がある場合は、乾パン及びアルファ米が備蓄してあるので分配する。
備蓄倉庫の位置は体育館東側です。
 - 乾パン 768食、 ○ アルファ米 250食（高齢者などの災害弱者用）
- (3) 粉ミルクは 沼田保育園に備蓄してあります。
- (4) 炊出しを行う場合、火災と衛生に注意して行ないます。
- (5) 到着した食料を受け取り、公平に配布します。
 - 受け取り作業などは、被災者に手伝ってもらいます。
 - 公平が原則ですが、災害弱者を優先します。
 - 受け取りは、組の代表者に組の人数分を渡します。

留 意 点

- ① アルファ米は、高齢者などの災害弱者用で、お湯か水でもどします。(50人分が1セットです。)
- ② 食料の保管については、食中毒などの可能性があるため、細心の注意を払います。
- ③ 受取や配布は、ボランティアがいる場合は、手伝ってもらいます。
- ④ 備蓄品は、安佐南区市民部地域起こし推進課が定期的に入替え、補充を行っています。

- (1) 避難者の人数から、毛布、衣類などの生活必需物品の必要量を把握し、情報広報班を通じて、「必要な応援・物資連絡票（様式6）」により区災害対策本部へ調達要請を行ないます。
- (2) 備蓄倉庫がある場合は、下記の物品が備蓄してあるので分配します。
備蓄倉庫の位置は体育館東側です。
- 毛布：240枚 ○ 組立式簡易トイレ：5セット ○ 生理用品：170個
 - 大人用紙おむつ：10枚 ○ 子供用紙おむつ：102枚 ○ 特大ペールバケツ：1個
 - 柄杓：1個 ○ トイレットペーパー：24巻 ○ ビニール袋：10枚
 - 救助用資機材(テコバール、ロープ、のこ、スコップ、ボルトクリッパー、万能斧、担架)
 - 非常アルミシート 100個 ○ 断熱用保温シート 100個 ○ リヤカー 1台
 - 目隠しテント 2張 ○ 手回し充電ラジオセット 1個 ○ 発電機 1個
 - 防災用簡易トイレ用手すり 2セット ○ コードリール 1個
 - 投光器（T字 三脚付） 1セット
- (3) 物資の保管、配布する場所を決めます。
- (4) 到着した物資を受け取り、公平に配布します。
- 受け取り作業などは、避難者に手伝ってもらいます。
 - 公平が原則ですが、災害弱者を優先します。
 - 受け取りは、組の代表者に組の人数分を渡します。

留 意 点

- ① 受取や配布は、ボランティアがいる場合は手伝ってもらいます。
- ② 備蓄品は、安佐南区市民部地域起こし推進課が定期的に入替え、補充を行っています。

緊急連絡先				
名 称	住 所	電 話	FAX	備 考

鍵の管理者				
名 称	住 所	電 話	FAX	備 考
伴南小学校校長先生	安佐南区伴南一丁目 29 番 1 号	848-9971		
伴南小学校教頭先生	安佐南区伴南一丁目 29 番 1 号	848-9971		
伴南学区体育協会会長	安佐南区伴南			
自治会会長（本部長）	安佐南区伴南			
自治会防災部長 （副本部長）	安佐南区伴南			